

POPs 条約第 8 回締約国会議において決定された事項

○附属書 A（廃絶）への追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
デカブロモジフェニル エーテル (DecaBDE)	難燃剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) ※ - 自動車用部品 (動力伝達系、燃料系等) - 2022 年 12 月より前に型式承認を受けた航空機用交換部品 - 難燃性を有する繊維製品 - 家電製品に用いられるプラスチックケース及び部品の添加剤 - 断熱性建材用ポリウレタンフォーム
短鎖塩素化パラフィン (SCCP) (炭素数 10 ~13、塩素化率 48 重量% を超えるもの、直鎖)	金属加工油、難燃 剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) ※ - 動力伝達用ベルト添加剤 (天然・合成ゴム産業) - ゴム製コンベアベルト用交換部品 (鉱業及び林業用) - 皮革用加脂剤 - 潤滑油添加剤 (特に自動車、発電機等の用途) 等

※ 個別の適用除外の規定については、その効力が発効した日から 5 年を経過した時点で、その適用除外の効力が失われる。日本として当該用途を適用除外とするか否かについては、今後、国内で検討。

○附属書 C（非意図的放出の削減）への追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ヘキサクロロブタジエ ン(HCBD)	溶媒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非意図的生成による放出の削減